

旧湯河原中学校跡地の土地利用について

1. 独立行政法人地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）からの土地取得申出

ＪＣＨＯから平成 27 年 12 月 25 日付けで旧中学校跡地グラウンド部分の土地取得申出書が町に正式に提出されました。

土地取得申出書趣旨

- (1) 病院の現在の建物の老朽化が進み、医療設備も陳旧化し、患者さまに十分な快適性を提供しがたくなっている。
- (2) このため建替えを検討したが、現在地は、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域に隣接していること、駅から 2 km 離れ、県道から病院への進入路が急傾斜で利用者、特に高齢者には極めて利便性が劣ること、また、医療行為を行いながらの建て替えは工事期間中病床数が減少し医療機能が低下すること、工事期間が長期化することなどにより現地での建て替えは困難との結論に達した。
- (3) 次の選択肢として町内移転または町外移転を検討する中で引き続き医療面から地域に安全・安心を提供し、地域に貢献するため土地の譲渡にご理解・ご協力を賜りたい。

2. 平成 27 年 10 月以降の経過

平成 27 年 10 月 5 日（月）ＪＣＨＯと打ち合わせ

- (1) 議会に説明したＪＣＨＯ湯河原病院の現状等についてＪＣＨＯ側に報告
- (2) 議会側からでた要望事項について
- (3) 救急の充実について
- (4) 温泉療養について
- (5) 仮契約・議会議決等について
- (6) 契約内容（転売の危険性）について
- (7) 6 m 道路の新設について
- (8) 保育園・駐車場について
- (9) 県・医師会等への調整・対応について
- (10) 病院建設の着手時期について

平成 27 年 11 月 27 日（金）平成 27 年第 7 回定例会 第 2 日目

- ・湯河原町民グラウンド条例の廃止の議決 グラウンド敷地の用途変更

平成 27 年 12 月 3 日（木）教育施設のあり方等調査特別委員会

- ・教育施設のあり方等調査特別委員会調査報告
- 町民グラウンド条例の廃止の議決に伴いグラウンドとしての機能を廃止することの確認

平成 27 年 12 月 7 日（月）平成 27 年第 7 回定例会 第 3 日目

- ・教育施設のあり方等調査特別委員会委員長報告

平成 27 年 12 月 10 日（木）ＪＣＨＯと打ち合わせ

- (1) 前回打ち合わせ事項の進捗状況について

- (2) 町に病院建設、病院運営などに係る負担を求めないことの再確認について
- (3) 鑑定評価について
- (4) 境界立会・確定測量について
- (5) 町民グラウンドの利用について
- (6) 6 m道路の新設について
- (7) 議会・住民の要望について
- (8) 国土地理院の電子基準点について

平成 27 年 12 月 16 日（水）JCHOと境界立会

平成 27 年 12 月 24 日（木）JCHOと打ち合わせ

- (1) 前回打ち合わせ事項の進捗状況について

(2) 検討・確認事項

ア 町鑑定評価額について

- ・町鑑定評価額を JCHOに提示

イ 契約書について

- ・売買金額は町鑑定評価額とする。
JCHOが基本的には町の意向に沿った形で本部内で調整中。
- ・仮契約（停止条件付契約）とする。
- ・買戻し条項を追加する。

ウ 確定測量について

- ・売買地積は 18,193.26 m²とする。

エ 引き渡し方法について

- ・プール・放水銃・照明塔は解体撤去する。
- ・周りの樹木は JCHOの土地利用（病院の配置等）によるため現状のまま残すかどうかは JCHOで検討中。
- ・国土地理院の電子基準点の使用許可は支障がない場所に移設後 JCHOが引き続き許可する。

オ 町民グラウンドの利用期間について

- ・売買代金決済まで利用可能その後は別途協議する。

カ 病院建設の着手時期について

- ・JCHO湯河原病院で新病院の機能等を検討後 JCHO本部との議論を経たのち基本設計、実施設計等となるため少なくとも 1 年以上はかかる。

キ 6 m道路及び擁壁について

- ・6 m道路については今後の JCHOの病院建設計画の状況により検討する。
- ・擁壁については設置しない。

3. 今後のスケジュール

平成 28 年 2 月中に JCHOと仮契約を締結後、議会に町有土地売却の議案及び売却土地の分筆により湯河原町民グラウンド条例の一部を改正する条例を上程させていただく。